

議案第2号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成25年10月28日

鳥取県教育委員会教育長 横濱純一

諮詢問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求める。

平成25年10月28日

鳥取県教育委員会

委員長 中島 謙人

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく下記の保護文化財の指定について

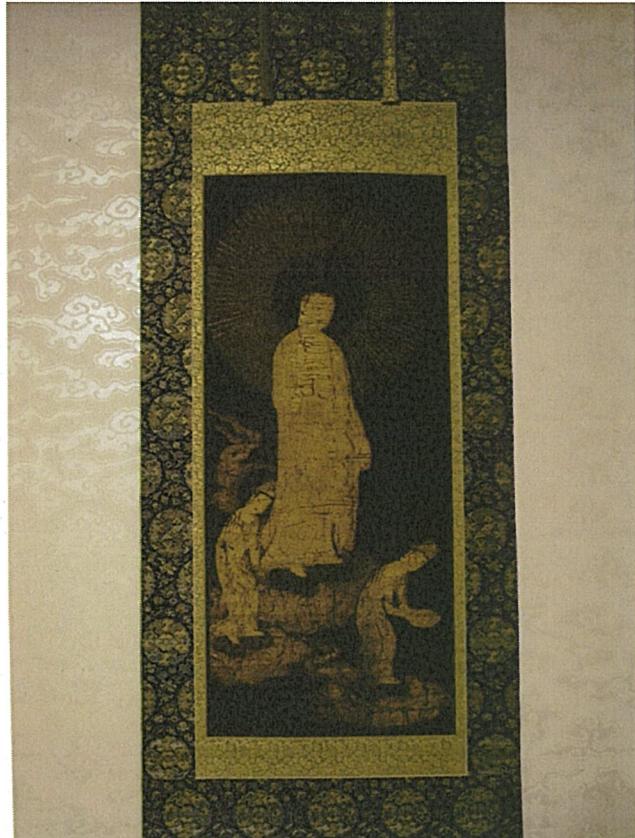
保護文化財 「絹本着色 弥陀三尊来迎図」（鳥取市）

鎌倉時代以降、浄土宗のひろまりとともに、多数作られた、立像形式の阿弥陀三尊来迎図である。斜め向きに雲に乗って来迎する阿弥陀如来、勢至菩薩、觀音菩薩の三尊を描く。三体のうち先頭を行く觀音が、腰をかがめて蓮台を差し出す。往生者は描かれない。

旧家の所蔵品だが、その家に代々伝わったものとされ、盆の時期にだけ懸用されてきたものである。

明治20年代に修理が加えられ、その際に京都で、恵心僧都（源信）の描いた仏画と鑑定されている。ただし、源信作という鑑定自体は、来迎図において常套的なものであり信を置けない（恵心僧都を恵信と誤記する）。修理に際して、画面をやや切り詰められたようだが、三尊の表現はきわめて繊細で、画絹の質もよく、制作時期は14世紀にさかのぼると思われる。

この来迎図は県内にたいへんまれな中世絵画であり、作品としても、画面の損傷があるとはいえ、阿弥陀三尊の表現は繊細で優れている。また、明治期の箱や鑑定書も、本作品の歴史を伝える資料として貴重である。



鳥取県文化財保護条例（抜粋）

昭和 34 年 12 月 25 日

鳥取県条例第 50 号

第 2 章 県指定保護文化財

(指定)

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。
- 3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- 5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第 8 章 雜則

(鳥取県文化財保護審議会への諮問)

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。（昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正）